

吸收分割に係る事後備置書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 9 月 17 日

アクセルマーク株式会社
株式会社 Momo

2025年9月17日

吸收分割に係る事後開示事項

東京都中野区本町一丁目32番2号
アクセルマーク株式会社
代表取締役 松川 裕史

神戸市中央区海岸通3-1-14大島ビル33号室
株式会社Momo
代表取締役 大津 真人

アクセルマーク株式会社（以下「分割会社」といいます。）と株式会社Momo（以下「承継会社」といいます。）は、2025年7月10日付で締結した吸收分割契約に基づき、同年9月16日を効力発生日として、分割会社が営む積雪深自動モニタリング（YUKIMI）事業に関する権利義務（以下「本件事業」といいます。）を、承継会社に承継させる吸收分割（以下「本件吸收分割」といいます。）を行いました。

本件吸收分割に関する事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸收分割が効力を生じた日

2025年9月16日

2. 分割会社に関する事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続（吸收分割差止請求手続）の経過

本件吸收分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸收分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続（株式買取請求手続）の経過

本件吸収分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第 785 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第 785 条の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続（新株予約権買取請求手続）の経過

分割会社は、会社法第 787 条第 3 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続（債権者異議手続）の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 7 月 31 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、同法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 承継会社に関する事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続（吸収分割差止請求手続）の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求をした株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続（株式買取請求手続）の経過

会社法第 797 条の規定による株式買取請求をした株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続（債権者異議手続）の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2025 年 7 月 31 日に官報公告及び知れている債権者に対する各別の催告を行いましたが、異議申述期間内に会社法第 799 条第 1 項に基づき異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2025 年 9 月 16 日をもって、吸収分割契約に基づき、分割会社が営む積雪深自動モニタリング（YUKIMI）事業に関する本件吸収分割契約所定の権利義務を承継しました。

5. 本件吸収分割に係る変更の登記をした日

2025 年 9 月 18 日（予定）

6. その他、本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上